

「自助」の前提としての社会保障

鈴木 勉 (佛敎大学社会福祉学部教授)

勉さんの社会保障講座 ②

私たちが生きている社会は資本主義社会である。この社会は、働く人の大半は企業等に雇われて働く賃金労働者によって構成されている。労働者は企業主に労働力を販売して、対価として受け取る賃金で暮らしを営むことを当然のこととされる(生活自己責任の原則)が、経済恐慌がしばしば発生し、企業倒産やリストラなどにより失業することや、また失業まで至らなくても賃金が下落し、生活が営めなくなることを起こる社会でもある。

貧困は自己責任か？

こうした事態は、当時世界の工場と呼ばれ、資本主義が最も発達していたイギリスで、19世紀の後半に大規模で深刻な形で起こった。それまでは、貧困は労働を嫌悪する一部の怠惰な人の問題として、個人的な責任で生じると考えられていたが、労働意欲も労働能力もあり、真面目に働いてきた労働者たちに失業と賃金切下げの危機が

襲ったのである。労働者たちは貧困の増大に対して労働組合を結成して抵抗し、資本主義の体制変革を目的とする社会主義勢力が急速に世論の支持を得ていく。政府はこれら社会運動に対する譲歩策として、20世紀に入ると「社会改良」と呼ばれる一連の労働立法(最低賃金法、労働時間規制法)や労災保険・失業保険・年金保険などの社会保険立法を成立させたのである。

貧困観の転換ーチャールズ・ブースの貢献



貧困観の転換に寄与したのはチャールズ・ブースである。彼は19世紀末のロンドン民衆の貧困を「発見」した実業家であり、統計学者でもある。ブースは、資本主義の下では社会の生産

性が上がる結果として市民の生活水準の向上をもたらすはずだという考えをもっていた。当時、社会民主連盟が発表したロンドン市民の25%が貧困層であるという調査結果は過大ではないかと考え、その真偽を確かめるため私財を投じて調査を行った。

ロンドン・ハックニー地区の調査(1887年)では、「規則的稼得者で、質素だが他人に頼らなくて済む暮らし」を標準とみなし、これ以下を「貧困」「極貧層」と規定したが、それらが全体の35.2%を占める結果になった。しかも貧困原因は、個人の「道徳的墮落」(調査項目では「飲酒癖の夫婦」と「浪費癖の妻」)は13%であり、残りは不安定な雇用と低賃金が68%、病氣・多子が19%であった。ブースの当初の仮説とは異なり、大量の貧困層の存在を「発見」する結果となった。ブースによる一連のロンドン調査の結果は、貧困の個人責任説から社会責任説への

認識転換に貢献し、社会改良立法の制定を促す原動力となった。

社会改良立法成立の背景

社会改良立法は、周期的に襲う恐慌による失業と貧困の広がりによって資本主義社会の生活原理である「生活自己責任」自助(Self-help)の前提となる2つの条件である雇用と賃金の確保ができなくなった段階で、生活自己責任原則の「部分的修正」として登場したといえる。つまり、資本主義は個人の生活において、その個人の責任において営むことを前提としてきたのであるが、資本主義の発展の過程で、生活維持の物的な根拠となる雇用と賃金を脅かす恐慌が循環的に発生したので、生活の一部については社会が責任を負うという社会改良立法が成立したのである。

ここで確認できることは、貧困は個人の資質に問題があつて起こるのではなく、

その原因は社会⇨資本主義経済の側にあるという点、すなわち貧困は自己責任ではなく、社会の責任として捉えるべきである、と認識が大きく転換した点である。職を失うか低賃金で「自助(Self-help)」が買けなくなった段階で、自助の前提として社会改良立法が成立したのである。要するに、労働者保護立法や社会保障制度の支えによって、はじめて生活における自己責任が果たせるのであつて、社会的支えがないまま自助・自立を強調するのは、理不尽といえる。

「自助・共助・公助」論のアナクロニズム

その点では、安倍政権の「本人・家族の自助」を最優先して、「共助」(社会保障)で補完し、最終的には貧困者を自助不能者として抑圧的に「公助」(生活保護・社会福祉サービス)が発動されるといふ社会保障政策の枠組みは、歴史の発展に逆行するアナクロニズムとすべきであろう。

〈訂正〉

前号の写真説明が間違っていました。

佐々木・鈴木
鈴木先生には「ご迷惑をおかけしました。」